

10月号

横芝町の人口と世帯

<8月1日現在>

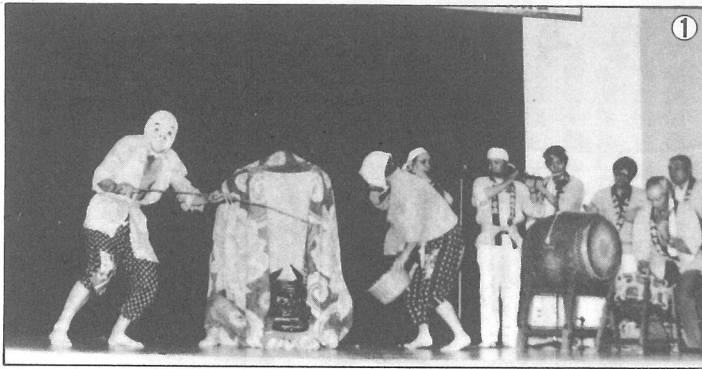
人口	14,523 (+21)
男	7,090 (+3)
女	7,433 (+18)
世帯数	3,900 (-2)
() 内は前月比	



横芝

広報

発行所
千葉県山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17



鳥喰下

ふるよこの顔

昔この辺りには沢山の水鳥等が巢を作り、親鳥が雛に餌を与える健気な姿から鳥喰の地名が付いたといわれています。

西を松尾町本柏と接し、東西に長く帯状に延びるこの集落は、農村部の中でも規模の大きな部に属します。

そして、その営農技術、特に稲作や野菜生産技術は、町内屈指といわれていますが、バンナム・ネギ等は品質の市場価値も高く、更に優良品種の生産意欲に燃えています。

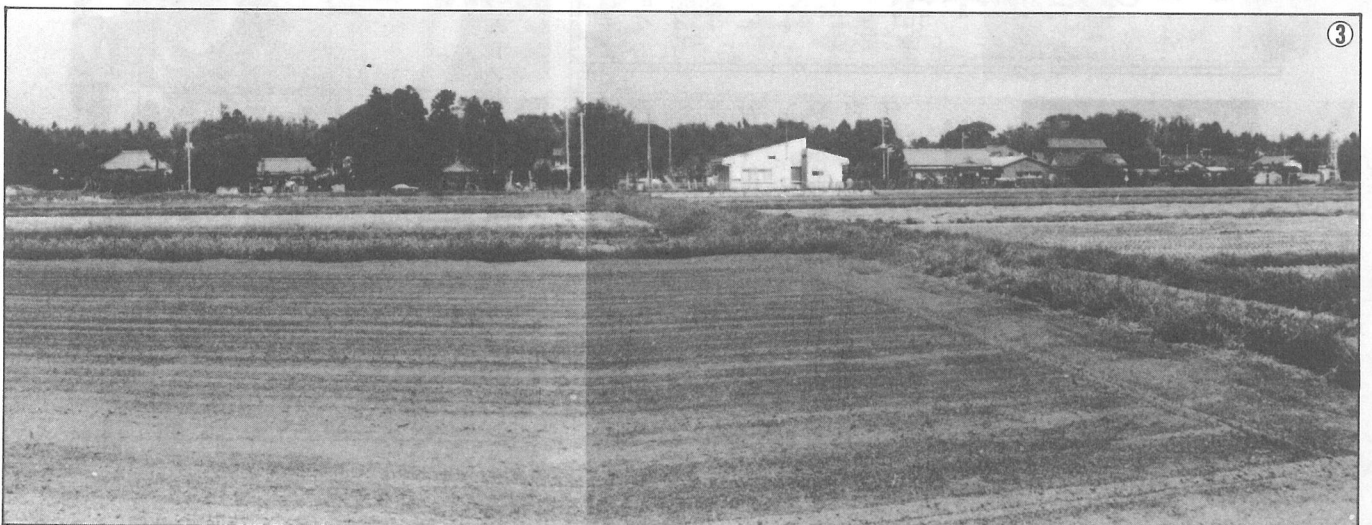
(103世帯)



① 嘉永の頃からと伝えられる大神楽獅子舞には、郷土愛に生きる里人の心意気がにじみ出ている。(町指定無形文化財)

② 昭和初期の大政治家・若槻礼次郎揮ごうによる、鳥喰下耕地整理の記念碑

③ 水面のように整備された耕地を前に、深緑の木立ちに囲まれた閑静な農村集落



9月定例町議会

公害防止条例

10月施行

を制定

一般質問には三議員が登場

9月定例町議会は、17日から19日までの3日間を会期として開かれました。今定例会では、公害防止条例の制定など9議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。（一般質問の内容は、来月号に掲載します）

議案の内容

■専決処分の承認

山武郡市広域行政組合規約のうち、浄化槽法の制定施行に伴う一部改正についての専決処分が承認されました。

■町在宅重度精神薄弱者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の一部改正

福祉手当の県補助基準額引き上げに伴い、一人月額一万円が一万五百五十円になりました。

■町ねたきり老人福祉手当支給条例の一部改正

福祉手当の県補助基準額引き上げに伴い、一人月額一万円が一万五百五十円になりました。

■町母子家庭医療費等の助成に関する条例の一部改正

県の補助金交付要綱の一部改正に伴い、「医療費等」の定義を明文化するとともに、助成の範囲を拡大し、歯科及び保健調剤費も含めることになりました。

■町公害防止条例の制定

国の環境基準にならない、町内に発生する公害の防止に関する規制基準等を定めました。

(次頁参照)

■契約の締結

町道坂田遠山線の道路改良工事の一工区については、(株)富田工務店、二工区については、(株)外ノ内組とそれぞれ契約することになりました。

■60年度一般会計補正予算の議定

繰越金、国県支出金等を財源として、道路改良工事、防災行政無線線局設置工事などに八千六百五十二万一千円を追加。これにより、予算総額は二十六億二百四十万六千円になりました。

■60年度国民健康保険特別会計補正予算の議定

国庫支出金、繰入金、繰越金を財源として、高額医療費、保険税還付金・償還金に一千六百八十三万円を追加。これにより、予算総額は六億七千五百一十一万一千円となりました。

☆専決処分とは……

本来、議会が議決または決定すべき案件が、急いで実施の必要があり、議会を招集してはそその執行時期を失するようなケースなどに、首長がその件を処分することをい

います。

これは地方自治法に基づく処分、この場合、長は次の議会に報告し、その承認を求めなければなりません。一般的には、重要案件を専決処分することはありません。



町長

町議会の動き 9月

- 1日 防災訓練
- 2日 県庁環境部大気保全課陳情 千葉市
- 3日 民生文教委員協議会
- 4日 入札(坂田遠山線)
- 5日 交通安全施設工事現場説明
- 6日 漁港区域内整備計画打合せ
- 7日 総務委員協議会
- 8日 入札(交通安全関係)
- 9日 産業建設委員協議会
- 10日 国保運営委員会
- 11日 長寿者(85才以上)宅敬老訪問
- 12日 老人ホーム訪問
- 13日 町民体育祭打合せ会議
- 14日 中学校・大総小学校運動会
- 15日 定例町議会(第1日)
- 16日 電話ユーザ協合理事会
- 17日 定例町議会(第2日)
- 18日 蓮沼村戦没者追悼式蓮沼村
- 19日 町立各保育所運動会
- 20日 国民年金説明会
- 21日 入札(牛熊共同利用施設)
- 22日 横芝小学校・上界小学校運動会
- 23日 複合開発打合せ 千葉市

快適な生活環境を守るため

横芝町公害防止条例が制定され、10月1日から施行されます。

この条例は、公害の防止について必要な事項を定めることにより、町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としたものです。

制定された主な点を紹介します。

▼公害の定義

事業活動、その他の人の活動によって生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康、または、生活環境に係わる被害が生ずることです。

▼事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する公害の防止に関する

大総、立会線を廃止

みなさんに永い間親しまれてきた「生活路線バス」が、一部で廃止されることになりました。生活路線バスとは、その路線が地域住民にとって欠くことのできないものでありながら、利用客の減少等により、その運行が困難になったものを、国や県、

る施策に協力しなければなりません。

▼町の責務

町は、公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、町民の健康で安全かつ快適な生活を確保する

▼事業者の届け出

この条例が10月1日から施行されますと、現在、町内に工場等の設置者、特定業者はそれぞれ30日以内に届け出なければなりません。また、騒音、振動を伴う建設工事を行おうとする者は、開始の7日前までに届け出なければなりません。

は、営業に伴う騒音の防止等、規則で音量が制限されます。

▼屋外燃焼行為の禁止

町民は、ゴム・イオウ・ピッチ・皮革・合成樹脂・その他燃焼の際、著しくばい煙、または、悪臭を発生する物質を屋外において多量に燃焼させることはできません。

▼届け出を要する施設と作業

化学工業の施設、窯業または土石製造の施設、鉄鋼・金属製品の製造施設、金属加工施設、コンクリート製品製造施設、鉄骨・橋梁の作業、自動車解体・金属等処理作業、くい打機・ブルドーザー・パワーショベル・バックホー・振動ローラー等を使用する作業です。

なお、この他多数の施設及び作業がありますが詳細は福祉保健課までお問い合わせください。



▼町民の責務

町民は公害を発生させることのないよう努めるとともに、町が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければなりません。

▼拡声器の使用制限

町内で商的行為等で拡声器を使用する場合は、使用方法・使用時間等規則で定める事項を、遵守しなければなりません。

▼深夜騒音に係わる営業規則

飲食店・喫茶店・ガソリンスタンド・ゴルフ練習場等の業者

議会

- 2日 民生文教委員協議会
- 5日 総務委員協議会
- 6日 町村議会議長自治研修会 東京都
- 9日 産業建設委員協議会
- 11日 行政懇談会 千葉市
- 13日 議会運営委員会
- 15日 中学校・大総小学校運動会
- 17日 定例町議会(第1日)
- 19日 定例町議会(第2日)
- 21日 町立各保育所運動会
- 29日 横芝小学校・上界小学校運動会



立会、横芝駅(何れも1日1往復)の両路線が廃止となりました。

また、横芝駅、日吉、八日市場駅の1日5往復が3往復に減ったほか、横芝駅、京成空港駅の1日8往復(多古発、止り含ぬ)が7往復となりました。詳しいことは、千葉交通横芝出張所(20044)へ

利用客激減で経営悪化 消えゆく路線バス



路線を有しますが、近年のマイカー等の普及に押されて利用客が大変減少して、殆んどこの路線が赤字の状況です。

このため、補助金が打ち切られる路線については、9月限りで廃止することになりましたが、私たちの町では、今回の措置で、横芝駅、町原、八街駅と、横芝駅、木戸

震度5

連続火災を想定に 消火訓練実施

6都県市合同防災訓練

9月19日、地震国メキシコで今世紀最大といわれるマグニチュード8.1の大地震がおこり、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところですが、防災の日の9月1日、千葉、東京、横浜など、6都県市による第6回合同防災訓練が行われました。横芝町の防災訓練は、駿河湾沖の海底域を震源にマグニチュード8.0の大地震が発生、県内は震度5の強震に見舞われ、これにより、横芝中、大総小学校に火災が発生——という想定のもとに繰り広げられました。

機敏に消火訓練

役場内には、午前4時30分に

横芝中学校で行われた消火訓練

町長を本部長に災害対策本部が設置され、まもなく男子職員全員に非常招集がかかり災害応急対策を実施。一方、火災発生

の想定場所となった2校には、消防署から午前6時に出勤指令を受けたそれぞれの地区の消防団が素早く集結、直ちに指揮者の指示に従い、日頃の訓練を生かした火災防御を横芝分署と合同で機敏に行いました。最後に出動した消防団員や役場職員を中学校に集め、町長が訓辞を行い防災訓練は終了しました。

普段から心構えを

町長からの訓辞の中にもありましたが、「災害は忘れた頃にやってくる」という警句のように、いつ起きるかわからない災害に普段から十分な心構えをもつことが必要です。「備えあれば憂いなし」——です。

毎朝一時間の健康づくり

男性長寿NO.1の伊藤さん(道貫)

「子供5人、孫7人、ひ孫2人、少ないかな」と笑う伊藤常次さん。血色が良く、新聞はメガネをかけずに読み、耳も達者です。

今、日課として「百歳を生きるには健康が大事、特に足腰を

百歳にあと一息川口さん

町長が高齢者へプレゼント

「末長く健康で幸せに」と、敬老の日を真近かに控えた13日、町と県から八十歳以上の長寿者に記念品などが贈られました。

今年の対象者は133人(男44、女89)で、佐瀬町長と実川助役が一軒ずつ各家庭を訪問して、祝い金と知事からの襟付ボンチヨを手渡しました。

また、この日、佐瀬町長は、松本山武支庁長ともども坂田池畔の老人ホームを訪問し、まもなく百歳(11月17日)をめたく迎えられる長寿ナンバーワンの川口たつさんに内閣総理大臣の表彰状と銀杯を贈ったほか、お年寄り全員の長寿を祝福しました。

毎朝一時間の健康づくり

男性長寿NO.1の伊藤さん(道貫)

「子供5人、孫7人、ひ孫2人、少ないかな」と笑う伊藤常次さん。血色が良く、新聞はメガネをかけずに読み、耳も達者です。

今、日課として「百歳を生きるには健康が大事、特に足腰を



町長から伊藤さんへ

高令者へ記念品



支庁長から川口さんへ

建設のあゆみ

【完 成】

- ◎道路排水整備工事
 - 町道三島区内線…………… 134m
 - 町道西区内線…………… 118m
 - 町道本町区内線…………… 118m
- ◎防火貯水槽（有蓋）新設工事
 - 寺方区内……………40m²級1基
 - 谷台区内……………40m²級1基

【工 事 中】

- ◎道路改良工事
 - 町道坂田遠山線(部分)… 1,417m
- ◎道路舗装新設工事
 - 鳥喰上区内線…………… 269m
 - 栗山新田区内線…………… 206m
 - 本町区内線…………… 454m
- ◎道路排水整備工事
 - 町道東町区内線…………… 282m
 - 町道坂田遠山線流末(姥山)…………… 374m
- ◎交通安全施設等整備工事
(歩道設置)
 - 町道鳥喰新田区内線…………… 866m
- ◎集会所新築工事
 - 木造平家建(南川岸) …… 119.2m²



選管委員長に 越川與雄
新委員に 宇多幹男

選挙管理委員会委員長・成田久蔵さん（栗山）の辞任に伴い、新たに委員長に越川與雄さん（鳥喰上・写真右）、委員に宇多幹男さん（栗山・写真左）がそれぞれ選任されました。

国民年金相談室

サラリーマンの妻の付加年金はどうなる

問 付加保険料を納めてきたサラリーマンの妻です。新制度では、付加年金に加入できないと聞きましたが、今まで納めた分はどうなるのでしょうか。

答 国民年金の付加年金は、現行の老齢年金に上乗せする給付で、付加保険料を納めた期間について一月当り二百円で計算し

た額が老齢年金に加算されます。現行では、国民年金の加入者であれば誰でもこの付加年金に加入できることになっていますが、今回の改正で昭和61年4月から、自営業の人のみに適用されることになりました。

このため、現在付加保険料を納めているサラリーマンの妻は、今後付加保険料を納めることができなくなりそうです。

ただし、今まで納めていた人については、納めた月数に見合った付加年金が、老齢基礎年金のほかに支給されることになっています。



■国民年金についてのお問い合わせは、住民課へどうぞ。

山武郡市広域行政組合の昭和59年度一般会計決算をお知らせします。

一般会計の決算状況は、歳入二十一億三千二百六十二万九千円、歳出十九億六千六百七十八万五千円で差し引き一億七千八百四十四千円となり、翌年度に繰越されました。収支額の前年度比較では、歳入11・30パーセント、歳出13・11パーセントの伸びとなっています。

◆広域行政組合は、昭和46年に山武郡の9市町村で設置され、し尿処理、老人ホーム、火葬など、私たちがかわりの深い仕事をしています。

昭和59年度

広域行政組合の決算 歳出は二十一億三千万円

消 防 費	7億1,419万2千円
清 掃 費	6億8,134万7千円
総 務 費	1億8,071万7千円
保健衛生費	1億4,590万1千円
民 生 費	1億1,798万6千円
公 債 費	1億1,048万2千円
教 育 費	1,116万円



分損金・負担金	9億7,194万3千円
使用料・手数料	5億8,097万9千円
繰越金	1億8,160万3千円
諸収入	1億6,803万7千円
組合費	1億5,500万円
財産収入	3,494万1千円
国庫支出金	1,109万4千円
その他	2,903万2千円

組合の財産

土 地	45,645 m ²	
建 物	木 造	495 m ²
	非木造	8,464 m ²
有価証券	370千円	
基 金	616,219千円	
車 両	52台	

年金法改正

サラリーマン夫婦も 国民年金に加入

来
年
4
月
から

加入の対象が変わります

年金法改正案が成立し、国民年金、厚生年金、船員保険の三制度が統合され、新しい年金制度として、来年4月から実施されます。

これにより、国民年金へ加入の対象となる人も大幅に変わりますので、今回は、特に国民年金へ加入する人について説明します。

強制加入 被保険者

国民年金に強制加入する人は次の3種類に分けられます。

第1号被保険者

自営業や農業の方など現在の国民年金制度の強制加入者と、今まで加入してもしなくても良かった——①議員の方とその配偶者②厚生年金などから障害年金を受けている人とその配偶者③遺族年金を受けている人④厚生年金などの老齢・退職年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者などが、1号被保険者の対象となります。

第1号被保険者



日本国内に住んでいる
20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者

厚生年金、または、船員保険の加入者が対象となります。

第2号被保険者



厚生年金保険の被保険者

第3号被保険者

厚生年金、または、船員保険に加入している人に扶養されている配偶者が対象となります。

第3号被保険者



厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

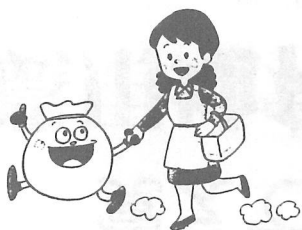
〔現 行〕 対象者はこうなります 〔改 正〕

- ①自営業等、現行の強制適用者
- ②被用者年金の被保険者・組合員
- ③地方議会議員・国会議員(任意可)
- ④老齢・退職年金受給権者(任意可)
- ⑤④の受給資格者期間満了者(任意可)
- ⑥障害年金受給権者(任意可)
- ⑦遺族年金受給権者(任意可)
- ⑧②から⑥の配偶者(任意可)
- ⑨学生(任意可)

- 強制適用第1号被保険者
- 厚年の被保険者は、第2号被保険者
共済の組合員は適用除外
- 強制適用、第1号被保険者
適用除外(任意可)
- 強制適用、第1号被保険者
- 強制適用(保険料法免)第1号被保険者
- 強制適用第1号被保険者
- 厚年の被扶養配偶者は第3号被保険者
共済の被扶養配偶者は適用除外
その他の配偶者は強制適用第1号被
保険者
- 適用除外(任意可)

第3号被保険者に該当する方は、役場国民年金係への届け出を……

早めに！忘れずに！



任意加入 被保険者

次の人たちは、希望すれば国民年金に加入することができます。第1号被保険者となります。

海外在住者にも年金が

(一) 60歳以上65歳未満の 自営業者

自営業者などは、60歳から65歳になるまでの間、任意に加入できることになりました。

これにより、60歳になっても受給資格期間の25年を満たしていない人でも、不足期間が5年

以内であれば、加入して老齢基礎年金の受給権を満たすことができます。また、未納期間のある人は、満額の年金に近づけることもできます。

(二) 在外邦人で20歳以上 65歳未満の人

日本人であれば、外国に住ん

○配偶者が厚生年金の時
健康保険証と配偶者の年金手帳が被保険者証

○配偶者が船員保険の時
船員保険被保険者証と配偶者の年金手帳が船員保険年金番号証

■届け出の必要な人は、
現在国民年金に加入して

おり、次の3つの全ての条件にあてはまる人です

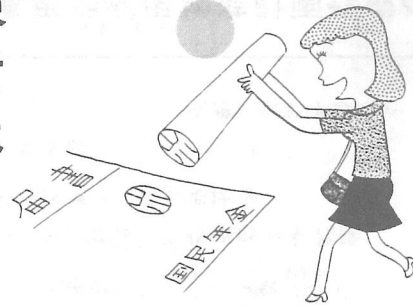
(1) 配偶者が厚生年金、または、船員保険の加入者であること

(2) 配偶者が大正10年4月2日以降生れてあること

(3) 配偶者の健康保険の被扶養者であること

※右の3つの全てにあてはまる方で、届け出書が送られて来なかった方や、その他わからないことがありましたら、住民課までお問い合わせください。

ご存知ですか 新年金



3号被保険者は 届け出を忘れずに

あなたの加入している国民年金が来年4月から改正され、厚生年金、または、船員保険へ加入している人に扶養されている配偶者は、第3号被保険者となり、国民年金の保険料を直接納めなくとも年金を受けられるようになります。しかし、そのためには、社会保険庁から11月の

初めごろに送られてくる届書に、必要事項を記入し、配偶者の勤務先で確認を受けてから、役場へ届け出なければなりません。注意してください。

また、次の書類を持参すれば、配偶者の勤務先で確認を受けずに届け出ただいても結構です。

でも加入ができ、海外生活が長い人でも、年金権を確保できるようになります。

(三) 学生・専門学校 の生徒で20歳以上 60歳未満の人

現行では、強制加入の対象となっていない専門学校の生徒が、任意加入の対象者になります。

(四) 厚生年金などの老齢
退職年金受給権者

これらの人には、納付期間にみあった年金が支給されます。

共済組合の 組合員はどうなる

公務員などの、共済組合の組合員と、その組合員に扶養されている配偶者は「適用除外」となっていますが、共済組合についても近く制度改正を行うこととされており、制度が改正されれば組合員は第2号被保険者になる組合員に扶養されている配偶者は、第3号被保険者となる予定です。



任意加入被保険者

(第1号被保険者となります)



- ① 60歳以上65歳未満の自営業者等
- ② 外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ③ 学生・専門学校の生徒で20歳以上65歳未満の人
- ④ 被用者年金制度の老齢・退職年金受給権者

未加入ゼロをめざし 職権加入手続き

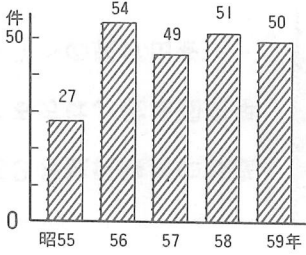
今年20歳になる方と、国民年金未加入の方には、アンケートなどで国民年金加入のご案内をしています。加入届や回答のない方で、すでに加入しなければならぬと思われる方には、届出がなくても役場で加入手続きをし、年金手帳を送りますのでご了承ください。加入手続きは届出を原則としますので、アンケート等が届きましたら、早めに届出、回答くださるようお願いいたします。

覚えてください 農用地利用増進法

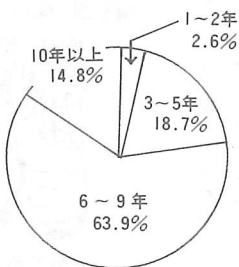


増進事業の実績を目で見ると……

利用権設定件数の推移



利用権設定の期間



(59年12月末現在)

本事業がはじまって6年目。農地流動化推進員の活動によりやっとなじんできたようですが、普及率は横ばい。これは、この制度の内容が、まだ十分理解されていない結果ではないかと思われまます。

端的にいえば、貸し手・借り手の申し込みにより、町が「農用地利用増進計画」を作成し、公告後は、契約期間終了まで安心して貸し借りができるというものです。

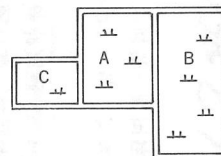
貸し借り安心
メリットたくさん

昭和27年に農地法が制定されてからは、農地の売買はもとより、貸借にも農地法の許可が必要となりました。しかし、この法律が耕作者の立場を強く保護してきたために、一方では「農地を荒らしても、他人には貸せない」という風潮を生み出しました。こうした農地法の欠点を是正し、農地の有効利用を促進させることを目的につくられたのが農用地利用増進法。今回は、農用地利用増進事業の骨子である利用権設定等促進事業について、利用権（貸借）と所有権（売買・交換）の二つに大別して説明します。

面的集積要件を図で見たら……

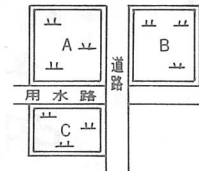
A = 自作あるいは利用権設定
B、C = 利用権設定

(ア) 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合



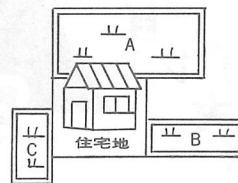
$$A + B + C \geq 60 \text{ a}$$

(イ) 二つ以上の土地が小幡員の農道又は水路で接続している場合



$$A + B + C \geq 60 \text{ a}$$

(ウ) 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合



$$A + B + C \geq 60 \text{ a}$$

特色は

・小作地所有制限にならず町外でもOK
・期限がくれば離作料なしで確実返還
・農地流動化奨励金交付

・農地法の許可がいらない
・契約期間中は安心耕作・契約更新もOK
・口約東だけで貸している農地（ヤミ小作）荒らしたまま眠っている農地、自宅から離れていて耕作が不便な農地等ありませんか。新しい制度を見直して、規模拡大や農地の集団化を望んでいる農家に貸付けて、農地の有効利用を図ってください。

利用者の声

Aさん（新島・65歳）
かつて、3町歩近く耕作していましたが、農業を継ぐ者がいないので、60歳を区切りで貸付けることにしました。その際、農業委員の奨めで農用地利用増進制度を利用して、経営移譲年金と流動化奨励金の二重の喜びを得ました。特に農業後継者がいないことを理由に年金に加入されない人は私のように安心して貸せるこの制度を利用して、老後の備えをしてほしいと思います。

手、足を使って若々しく

10月は体力づくりの強調月間

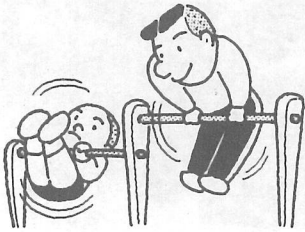
食欲の秋、読書の秋と、十月は心身ともに活力のよみがえる季節。もちろん、体力づくりにも絶好のシーズンです。そこで気分一新、家事や仕事の合間に、体を動かしてみてもいいかがで

すか。「いきなりはちよつと……」という方は、気軽にできることから始めてみましょう。手や足のちよつとした運動も、意外に効果があるものです。

手の運動

「見える脳」を十分使おう

最近は何事も「インスタントの時代」。料理一つとってみても、手間ひまかけて作ることが少なくなっているようです。



しかし、「手作業」が減ることは、脳の働きにとっては大きなマイナス。手は「見える脳」といわれるように、手の動きと脳の働きは密接に結びついているのです。できるだけ手料理や、裁縫、楽器演奏などの機会を見つけ、手を動かすようにしたいものです。

一方、手の筋力を維持するためには、ある程度の運動が必要です。鉄棒やボール投げ、腕相撲など、一人であるいは親子で楽しめるような体力づくりを生

活の中に取り入れてください。また、右手の動きは脳の左側に、左手の動きは脳の右側に関係があります。脳の働きのためには、両手はバランスよく動かす——これが基本です。

指の話 集中力を高める こまかい動き

ある戦国の武将が、くるみを「割る」ことで指を動かして、老化防止に役立てていた、という話があります。たかが指の曲げ伸ばし——と軽んじないでください。するとしないとは、脳細胞の働きに大きな違いがでてくるのです。

指は脳からの指令によって動きますが、指を使わないで動く



と、脳細胞の働きは次第に衰えていきます。脳の細胞と神経細胞をつないでいる「シナプス」という連結部が、いわば「失業」してしまい、やがて消滅してしまふからです。指先の細かな運動は、脳細胞

いつでも、どこでも簡単にできる指の運動
▼数をかぞえるように、順序よく指を折る運動
▼人さし指から小指までを、順番に親指につける運動

を働かせて活性化し、集中力を養ったり老化を防止するためにたいへん有効なのです。

足の運動

足を動かすと手も動く

人間は本来、歩いて移動する動物です。しかし、最近では、エレベーターやエスカレーター、列車や車などの普及によって、昔に比べて歩くことが少なくなっているようです。

歩く機会が少なくなると、下半身だけでなく全身の体力が低下し、疲れやすくなったり、息切れしやすくなったりします。歩いたり走ったりすることは、持久力をつけるには一番いい方法です。また、脳に送り込まれ

る酸素の量も増えるので、脳細胞の働きも活発になります。足を使った運動は、汗ばむ程度の早歩きかジョギングがよいでしょう。年齢や体力・体調に合わせて、距離やペースを少しずつ伸ばしながら、気長にやる——これが健康・体力づくりの秘けつです。また、足を動かす運動をすれば、自然と手の動きも生まれてくるので、手足の「一石二鳥の運動」といえます。

指、手、足などを動かすことは、体力の低下や無気力、成人病、ボケなどの防止に役立ちます。気軽に、毎日できるような運動を日課の中に取り入れていきましょう。

行政相談

10月16日(水)
 上堺会館 午前9時～11時半
 大総会館 午後12時半～3時
 10月17日(木)
 中央公民館 午前9時～11時半
 小沢春光さん宅 午後12時半～3時

このコートに
 お心あたりの方は
 ありませんか？



去る8月10日、千葉市で開催されたのみの市でホームコート(写真)を(ごう出店)を買い求めようとした方はありませんか。このコートを買われた千葉市の方から、ぜひその方に差し上げたいと送られてきました。お心あたりの方は、企画空港対策課にご連絡ください。

「ご利用ください」信用保証制度

千葉県信用保証協会では、中小企業者が金融機関からの融資を受けやすくするため、「信用保証制度」を設けています。事業の健全な運営、設備の近代化に、この制度をご利用ください。

■対象 県内で同一事業を1年

■保証額 以上営む中小企業
 一般保証……七千万円以内
 無担保保証……一千万円以内
 特別小口保証……三百万円以内
 ※くわしくは、同協会のテレホン案内(☎0472④0874)または、テレホン相談(☎0472④0140)にお問い合わせください。

無利子の資金で設備の近代化を!

中小企業設備近代化資金は公的な融資制度です。

制度の概要

対象者	県が指定した事業を県内で1年以上営んでいる中小企業者
対象設備	県が指定した機械設備
貸付額	貸付対象設備価格の2分の1以内で20万円以上1,500万円以下
返済期間	1年据置4年均等償還

申込照会先

山武支庁商工労政課商工観光係
 (04755-4-0222)

*申込・受付は随時ですが枠に限りがありますので、お早目にお問い合わせください。

青色申告のすすめ

青色申告特別勘査月間 10月

所得税は、自主申告納税制度のなかで、59年度から白色申告者の一部にも記帳が義務付けとなりました。

そこで、「どうせ記帳するのなら」専従者給与が認められるほか、特別控除(十万円)など多くの特典がある青色申告をおすすめします。

※くわしくは、東金税務署指導担当におたずねください。
 ☎04755②3121へ。

千葉県最低賃金

日額 3,563円
 時間額 446円

昭和60年10月1日から適用

お知らせコーナー

10月の各相談室の開設日は、次のとおりです。お気軽にご利用ください。

健康相談

10月9日(水) 上堺会館
 10月22日(火) 文化会館
 (午後1時半～午後3時)

※40歳以上の方は、健康手帳をご持参ください。

教育相談(毎週)

○とき

10月1、8、15、22、29日
 ○ところ 中央公民館 談話室
 (午後1時半～午後4時半)

結婚相談

○とき 10月12日(土)
 11月9日(土)
 ○ところ 文化会館 団体室
 (午後1時～午後4時)

※団体室は、1階大集会場の奥に設けられています。

便利になります

ダイヤル通話

(横芝・松尾・光)
 来たる12月4日午後2時から

横芝・松尾・光の3町間は、市内局番からダイヤルすればつながります。
 なお、松尾町の新しい市内局番は「6」になります。

緊急警報放送開始

人命や財産に重大な影響を及ぼす地震などが発生した場合の緊急警報放送が始まりました。
 毎月、定期的に試験放送を実施しますので、お聴きください。
 ■日時 10月1日、15日
 11月以降 毎月1日

(ただし1月は4日)

■時間 午前11時59分～正午
 ■NHK 総合テレビ・ラジオ第1、FM放送

※緊急警報放送を受診するためには、特別な受信機が必要ですが、くわしいことは総務課へおたずねください。

交通災害共済に加入を

万が一の交通事故に備え、共済に加入しましょう。

8月31日までに申し込みをなされた方でも、随時加入申し込みができます。(総務課まで)

お知らせコーナー



芸能・収穫 4 題



15メートルほどの大梯子の上で、縦横無尽に舞う獅子獅子

9月1日、郷土の伝統行事、中台区の「風祭り」が大宮神社で行われ、そのフィナーレとして五穀豊穡を願っての勇壮な「梯子獅子」が奉納されました。

横芝中体育祭と大総小運動会が、他の2校に先かけて9月15日に行われました。くもり空のあいにくの日でしたが、さすが横芝っ子、気迫のこもった競技を見せてくれました。



ヨーイ・ドン！部落対抗リレーがスタート。かわいいですね〜1年生の走りぶり



男子生徒全員によるダイナミックな騎馬戦

珍しい話題などがありましたらぜひ御連絡ください



熱戦を繰り広げる町民野球大会

秋季町民野球大会が9月15日にオープン。参加チームは25。今月の13日（日）には優勝が決まりそうです。さて、どこのチームが――



目イシ目・目イシ目！女子生徒のパワー爆発か――綱引き

スポーツ 秋



昨年の大豊作とまではいかないが、例年を多少上まわる作柄で、刈り入れにも力が入り、農家のみなさんは明るい実りの秋に顔がほころんでいました。



歌壇

久々に庭辺に付てば空高く
葉鶏頭の緋夕日に透けり
北田 ふじ

蓮の葉に玉なす露の光りそむこめし
朝霧ややにうすれく
向後 泰治

農業も吾が代かきりに途絶えむか
老妻はひとり荒草むしる
齊藤 要

背を丸め食膳につく老父の昔の
威厳いづこに消えし
齊藤 幸子

痛しとも苦しともなくるますらむ
八十五の叔母昏睡つづく
那須 清江

散水のしぶきに生れゆく虹淡く
須臾のま空を染めて彩へり
萩原 信一

遠くすむ戦友より久々電話きぬ
なつかしき思ひに一日在り経し
吉岡 信子

見つからぬままに帰しし鉛筆が
針箱にあり孫の名印され
秋葉 とく

露宿る稲田は朝の陽を受けて
眩きばかり光りを放つ
掛川 友代

畑草の抜きしを燃やせば遠き日の
蚊遣りの匂ひたてて煙れり

前畑に大根蒔かむと耕せば
しめり程よく歎になじめり
津田 若菜

覚めてより起きいずるまでの暫くは
古い思索の時となりぬつ
土屋 栗水

潮光庵の古し畳に正座して
今おはすこと小川芋銭は
藤代 ゆう

青空を栗山川の川の面は
空より青く映し流るる
伊藤 美穂

おもほえずまた時長く語りたり
幾日もあらで嫁ぎゆく吾娘
(選者) 齊藤つね子



私のひとこと



「健康でありたい、健康であるためには……」という言葉、テレビやいろいろな本で見聞きしてもすぐ忘れ去ってしまう日々でした。それは自分が健康であつたからです。

しかし、数年前、ふとしたことから体を痛めて通院することになり、医師から健康管理についていろいろと指示と注意をされるたびに、早く丈夫になりたいという焦りとともに「健康」と言う二文字はいつも頭の中心から離れなくなりま

健康について

宇井英雄 (両国新田)

健康でありたい、健康であるためには……という言葉、テレビやいろいろな本で見聞きしてもすぐ忘れ去ってしまう日々でした。それは自分が健康であつたからです。

しかし、数年前、ふとしたことから体を痛めて通院することになり、医師から健康管理についていろいろと指示と注意をされるたびに、早く丈夫になりたいという焦りとともに「健康」と言う二文字はいつも頭の中心から離れなくなりま

健康であることは本人はもちろん、家族の幸せにもなり、ひいては、地域社会に迷惑をかけることもないと考えます。このことを忘れずに健康に留意して楽しい人生を過ごしたいと願っています。

元氣な人ほど町がすすめる各種の検診を積極的に受けるべきだと思います。また、総合病院で、特に中年以上の方には年に一度か、二、三年おきに、できれば全身、または、部分的な精密検査を受けて、体の状態を正確に把握して病を未然に防ぎ、元氣で過せるように常に心がけるべきではないでしょうか。健康である

窓口の記録

(8月21日～9月20日)

出生 16人	死亡 9人
婚姻 1件	離婚 1件
転入 24人	転出 45人

私も町民の仲間入り

出生児ご紹介

氏名	保護者	部署	落会
大木 理沙	博文	立	会
山崎 智貴	政城	本町	1
浅野 まりこ	克彦	東ヶ丘	前
海保 真弓	英之	宮前	下
越川 あすか	貞治	鳥喰	島
山本 恭子	普司	三本	町
古川 雄司	圭一	本	町
鈴木 浩之	茂		西
野口 拓也	博明	上	町
佐野 公子	恵章	長	倉
鈴木 秀明	茂	大島	団地
海保 美里	信久	南川	岸
田沼 真由美	一雄	東	町
嘉瀬 裕之	義夫	鳥喰	新田
野原 由香乃	敏康	本	町

※表紙題字は、浅野 環(立会)さんによるものです。

こんにちは！保健婦です

検診は最後まで受けましょう

町では、7月から10月にかけて各種がん検診、一般健康診査など、日頃の健康を再確認するための検診を行っています。

これらの検診を受けた方は、胃がん検診が657人で対象者の14・6割、一般健康診査は2645人で対象者の58・6割です。この値は、近隣町村の中では高いほうになります。

さて、これらの検診が終わると当然、結果がかえってきます。この結果が「異常なし」とかえ

つてくればよいのですが、「精密検査」となつてかえつてくるとたいへんです。これだけで「がんではないだろうか」と心配し眠れなくなる方もいるようです。しかし、どの検診も万が一精密検査が必要であっても、精密検査を受けなければ病気の有無はわかりません。精密検査を受けずに、手遅れになる例もまだみられます。



最初の結果で決めつけるのではなく、最後まできちんと検査を受け自分の健康を再確認しましょう。

募集

第7回町民ゴルフ大会

参加者

- とき 10月16日(水)午前8時半まで現地集合
- ところ 東金市 新千葉CCつくもコース
- 資格 町内に居住するか、または勤務する者
- 費用 三千円(賞品及びパーティ代)※プレイ代は個人負担です。
- 申込み 地区幹事、または文化会館まで※参加費用を添えて申込みください
- 賞 町長杯ほかスポンサー付賞品あり
- 問合せ 文化会館 ☎ 1351

身体障害者職業訓練生
県では、身体に障害のある職業訓練生を募集しています。

訓練科目	定員	訓練期間	備考
一般事務科	10名	1年	高卒以上
製版印刷科	10名	1年	〃
電子機器科	10名	1年	〃
縫製科	10名	1年	〃
建築科	建築コース	2年	中卒以上 言語聴覚障害者中心
	建築製図コース		中卒以上

募集期間は、10月1日から11月30日です。
※くわしくは、県立身体障害者職業訓練校(☎0472-917744)へ。

たばこは町内で買しましょう

みなさんのおかげで、**5,430万円も町に**あります。
たばこの消費税は、貴重な町の事業財源になります。
59年度は、5,430万円もの消費税収入がありました。
たばこ愛好者のみなさん、今後もよろしくご協力をお願いします。

商工会伝言板

企業診断受け付け中

あなたの事業所の店舗・財務診断を下記のとおり行います。診断は無料です。希望事業所は商工会までどうぞ。

- 実施時期 11月中旬
- 講師 中小企業診断士
- 申込締切 10月21日(月)

☆腎臓バンクに登録を

慢性腎不全患者の方に、死後の腎臓を提供する登録にご協力ください。

- 申込先 腎臓移植普及会
- ☎ 03-502-2073
- 問い合わせ 県庁医務課
- ☎ 0472-2605